

## 現地調査表記入方法及び留意事項

茨城県内を申請地とする確認申請を提出する場合は、県・市特定行政庁・指定確認検査機関の各管内を問わず、設計者等が事前に敷地、他法令等を調査の上、現地調査表と別紙を確認申請書に添付してください。（なお、申請地が取手市及びつくば市の場合は提出不要です。）

○水戸市・日立市・高萩市・ひたちなか市を申請地とする場合・・・現地調査表と別紙

○上記以外を申請地とする場合・・・現地調査表

### I. 建築基準関係規定

#### 1. 敷地に接する道路関係について

①道路名称は国道・県道・市町村道・里道・農道・私道・開発行為による道路・位置指定道路等と記入してください。（国道・県道・市町村道は、路線番号も記入してください。開発行為による道路は許可番号及び許可日、位置指定道路は指定番号及び指定年月日も記入してください。）

里道とは、道路法による認定がされていない道で、国有財産法上の公共用財産として管理されている道（公図上無地番で道路法が適用されない道）

農道とは、土地改良事業等で造られた道で、道路法による認定がされていない道（建築基準法第 43 条の認定や許可が必要な場合がある）

②幅員は道路部分の幅を記入してください。

③42 条 1 項 5 号（位置指定道路）及び 42 条 2 項道路については「いばらきデジタルまっぷ」で閲覧が可能な路線もありますので参考にしてください。（茨城県土木部都市局建築指導課「指定道路図及び指定道路調書のご利用上の注意」のホームページをご覧ください。）

④「いばらきデジタルまっぷ」と現況が異なる場合には、管轄する特定行政庁に確認してください。

⑤法 42 条の該当項号については、建築基準法の道路に該当しない場合には、「該当なし」と記入してください。

⑥備考欄に記載する「法 42 条の該当項号」の確認方法については、「道路幅員を確認」（42 条 1 項 1 号の場合）、「いばらきデジタルまっぷ」（42 条 1 項 5 号、42 条 2 項の場合）や、特定行政庁が道路を調査した際の「調査（管理）番号」等を記入してください。ご不明な点については管轄の特定行政庁にお問い合わせください。

⑦水路等には、河川も含まれます。

#### 2. 地域・地区等について

①地域・地区等については管轄の市町村の HP 等で確認してください。

なお、茨城県の各県民センター等では管轄する市町村の地域・地区等の情報を取りまとめたものを HP に掲載していますので、市町村に確認する際の参考とってください。

②市街化区域、区域区分非設定、準都市計画区域内で用途地域が指定されている場合には、該当する用途地域にもチェックを入れてください。

- ③下水道処理区域については、下水道法 2 条 8 号に規定する区域に該当するか確認してください。
- ④災害危険区域については、県河川課や管轄の土木（工事）事務所の情報を確認してください。
- ⑤土砂災害特別警戒区域については、県河川課や管轄の土木（工事）事務所の情報を確認してください。

## II. 他法令等

- ①該当する場合には、届出等を行ってください。

## III. その他

- ①「確認・相談内容等」の欄については、必要に応じて詳しい内容等を記入してください。